

大阪市水道局告示第20号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、水道料金、下水道使用料、修繕料、追徴金、メーター賠償金、手数料及び過料の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

大阪市水道局長 坂本篤則

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社大阪水道総合サービス

(2) 住所又は事務所の所在地

大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号

2 指定日

令和8年4月1日

3 委託日

令和8年4月1日

(水道局総務部お客さまサービス課)